

精神障害者保健福祉手帳所持者が利用できる各種制度

各種制度等を利用する場合には、精神障害者保健福祉手帳をご持参ください。制度によっては所得制限等の条件がありますので、詳しいことは窓口にお問い合わせください。

県立施設使用料等の免除

	名 称	所在地	TEL
1	栃木県子ども総合科学館 (展示室、プラネタリウム)	宇都宮市西川田町567	028-659-5555
2	栃木県立美術館	宇都宮市桜4-2-7	028-621-3566
3	栃木県立博物館	宇都宮市睦町2-2	028-634-1311
4	とちぎ花センター (鑑賞大温室)	栃木市岩舟町下津原 1612	0282-55-5775
5	栃木県立日光自然博物館	日光市中宮祠 2480-1	0288-55-0880
6	英国大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0880
7	イタリア大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0388
8	栃木県井頭公園 (花ちょう遊館)	真岡市下籠谷99	0285-83-3121
9	とちぎ明治の森記念館	那須塩原市青木 27	0287-63-0399
10	栃木県日光田母沢御用邸記念公園 (御用邸本邸)	日光市本町8-27	0288-53-6767
11	栃木県とちぎわんぱく公園 (ふしぎの船)	壬生町国谷2273	0282-86-5855
12	栃木県なかがわ水遊園	大田原市佐良土2686	0287-98-3055
13	障害者スポーツセンター (わかくさアリーナ)	宇都宮市若草1-10-6	028-678-6677

対象者 精神障害者保健福祉手帳を所持している方と、精神障害者保健福祉手帳 1 級交付者介助のための同伴者 (障害者 1 名につき 1 名)

- ・入館等の際、受付で手帳を呈示してください。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053)、各施設受付

NHK受信料の減免

全額免除	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
半額免除	精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合

減免申請にあたり、市福祉事務所又は町役場で申請書に証明を受ける必要があります。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場

NHK宇都宮放送局 (TEL028-634-0088) 受付時間 平日10:00~17:00

ハイヤー・タクシー運賃の助成・割引

下表のとおり、市町ごとにハイヤー・タクシーの利用に対する助成制度があります。ただし所得制限を設けている場合がありますので、各市町の窓口で確認してください。また、タクシー事業者によっては、運賃が割引される場合があります。

市町	対象者	当該市町の 区域外利用の可否
	精神障害者 保健福祉手帳	
宇都宮市	1級	○
足利市	手帳所有者	○
栃木市	1級	○
佐野市	1級	○
鹿沼市	1級、2級	○
日光市	1級、2級	○
小山市	1級、2級	○
真岡市	1級、2級	○
大田原市	1級、2級	○
矢板市	1級、2級	○
那須塩原市	1級、2級	○
さくら市	1級	○
那須烏山市	1級	○
下野市	1級、2級	○
上三川町	1級	○
市貝町	手帳所持者	○
芳賀町	1級、2級	○
壬生町	1級、2級	○
野木町	1級、2級	○
塩谷町	1級、2級	○
那須町	1級	○
那珂川町	1級、2級 (タクシー以外 に通院手段のない方)	○

おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業

不特定多数の方が利用する施設から協力申し出のあった駐車スペースを、障害者等用の「おもいやり駐車スペース」として確保（ステッカー表示）するとともに、障害のある方などに対して共通の「おもいやり駐車スペース利用証」を交付し利用できる方を明らかにすることにより、当該駐車場の適正な利用を図っています。

- ・利用できる方：精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で歩行困難な方
- ・おもいやり駐車スペース利用証

□問合せ先 県保健福祉課地域保健福祉担当（TEL028-623-3103）



税金の減免

区分		内 容		問合せ先	
国 税	所得 税	障害者控除	所得者本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者（精神2・3級）に該当する場合	所得控除 27万円	税務署
		障害者控除（特別障害者）	所得者本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が特別障害者（精神1級）に該当する場合	所得控除 40万円	
		障害者控除（同居特別障害者）	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族が、所得者本人又はその配偶者若しくは所得者本人と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている場合	所得控除 75万円	
		地方公共団体が心身障害者に関して実施する扶養共済制度に基づいて受ける給付金の非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者として、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給する場合の当該給付金	非課税	
		小規模企業共済等掛金控除	地方公共団体が心身障害者に関して実施する心身障害者扶養共済制度の掛金	所得控除 掛金額	
	相続 税	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の相続における非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給することを定めている心身障害者共済制度に基づいて支給される場合の当該給付金を受ける権利	非課税	
		障害者控除	相続又は遺贈によって財産を取得した者が無制限納税義務者である民法第5編第2章の規定による相続人に該当し、かつ、障害者である場合	税額控除 10万円（特別障害者の場合は20万円）に85歳に達するまでの年数を乗じた額	
	贈 与 税	特定障害者に対する贈与税の非課税	居住無制限納税義務者である特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権を有することとなる場合で、信託の際に信託銀行の営業所等を経由して「障害者非課税信託申告書」を所轄の税務署長に提出した場合	6,000万円まで非課税 （特別障害者以外の者は、3,000万円まで非課税）	
		心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の贈与における非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給することを定めている心身障害者共済制度に基づいて支給される場合の当該給付金を受ける権利	非課税	

区分		内 容		問合せ先	
地 方 税	住 民 税	非課税	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫であって分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が125万円以下の者	非課税	市町
		障害者控除	納税義務者又はその控除対象配偶者、扶養親族が障害者（精神2・3級）である場合	所得控除 26万円	
		特別障害者控除	納税義務者又はその控除対象配偶者、扶養親族が特別障害者（精神1級）である場合	所得控除 30万円	
		同居特別障害者控除	同居している扶養親族又は控除対象配偶者が特別障害者に該当する場合	所得控除 53万円	
		心身障害者扶養共済の掛金控除	条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合	所得控除 支払った額	
	利用税	ゴルフ場	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※ゴルフ場に対して申請書の提出及び障害者であることを確認できる証明書の提示が必要となります。	申請により課税されません	県税事務所
	自動車税	①精神障害者（1級）が運転する自動車で、当該精神障害者が所有する自動車 ②精神障害者（1級）のために、当該精神障害者（1級）と生計を一にする者又は当該精神障害者（1級）の常時介護者が運転する自動車で、当該精神障害者（1級）、当該生計を一にする者又は当該常時介護者が所有する自動車 (注) 申請期限や申請に必要な書類については各事務所にお問い合わせください。	申請により減免されます	自動車税事務所 又は県税事務所	
	自動車取得税	①前項①の精神障害者（1級）が取得する自動車 ②前項②の精神障害者（1級）、精神障害者（1級）と生計を一にする者又はの常時介護者が取得する自動車 (注) 前項（注）と同様	申請により免除されます	自動車税事務所 又は県税事務所	
	軽自動車税	軽自動車税の減免については、各市町で取扱いが異なりますので、直接各市町にお問い合わせください。	申請により減免されます	市町	

※詳しい内容は、関係機関にお問い合わせください。

※心身障害者扶養共済制度とは

・加入要件

心身障害者(児)（精神障害者保健福祉手帳所持者を含む。以下同じ）を扶養している方で、栃木県に住所を有する65歳未満で健康な方。

・内容

加入者は掛金（年齢に応じ1口につき月額9,300円～23,300円）を納め、加入者が死亡又は重度障害となったときに、心身障害者(児)に年金（1口につき月額20,000円）が支給されます。

加入者より先に障害のある方が死亡した場合、加入期間が1年以上のものについては、加入期間に応じ、一時金として弔慰金が支給されます。また、5年以上加入した後に脱退したときは、加入期間に応じ、脱退一時金が支給されます。

1人2口まで加入できます。掛金を2カ月以上滞納した場合は加入者の地位を失います。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場

県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053）

NTTふれあい案内（無料番号案内）

精神障害者保健福祉手帳所持者は、申請により無料で番号案内を利用することができます。

□問合せ先 NTT東日本ふれあい案内担当(フリーダイヤル 0120-104174)

受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）除く）

携帯電話の基本使用料等の割引

障害者の社会参加を促進するために、各携帯電話会社では基本使用料等が割引になるサービスを用意しています。

サービス名称	対象者	問合せ先
NTTドコモ ハートィ割引	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、利用者として登録されている方	・ドコモの携帯電話からの場合 局番なしの 151（無料） ・一般電話等からの場合 0120-800-000 受付時間 9:00～20:00 （土日祝日を含む）
a u スマイルハート割引	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	・a uの携帯番号の場合 局番なしの 157（無料） ・一般電話等からの場合 0077-7-111 受付時間 9:00～20:00
ソフトバンク モバイル ハートフレンド割引	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	・ソフトバンクの携帯番号の場合 局番なしの 157（無料） ・一般電話等からの場合 0800-919-0157 受付時間 9:00～20:00 （土日祝日を含む）

県営住宅への入居

（１）入居資格（収入基準）が緩和されます。

精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級

（２）単身者でも指定の住宅に入居可能です。

精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級

（３）抽選において優先措置があります。

精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級

□問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所

（注 1）

上記については、栃木県発行の「平成 30 年度栃木県障害者福祉ガイド」から対象事項を抜粋した内容を基に構成したものです。なお、この他にも独自の優遇措置を実施している場合がありますので、市町等当該実施機関に御確認ください。

（注 2）

平成 29 年 1 1 月からマイナンバー制度における情報連係の本格運用が開始されましたが、各種支援を受ける際には窓口で手帳の提示が必要です。